⑶　Subject matter of the contract : The 1st construction work of the Honmyogawa River dam
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 P.M. 25 April 2024
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 1 July 2024 (tenders bring with 12 : 00 P.M. (noon) 1 July 2024 or submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 1 July 2024)
⑹　Contact point for tender documentation : The Contract Division, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataeki-Higashi, Hakata Ward, Fukuoka City, 812―0013, Japan, TEL ＋81―92―476―3509 EX. 2532

別表１　本入札手続きに係る期間等
①　入札説明書の交付期間　令和６年３月26日から令和６年７月１日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)
②　申請書及び資料等の提出期間　令和６年３月26日から令和６年４月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで(ただし、最終日は12時00分まで。)
③　二次審査に関する資料（選抜された者）の提出期間　―
④　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　令和６年５月31日から令和６年７月１日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)
⑤　入札書の締切日時　令和６年７月１日12時00分
⑥　開札の日時　令和６年７月４日10時00分

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年３月26日

東京地下鉄株式会社
工務部長　小泉　　博

◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13
○第109号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　日比谷線霞ケ関駅ほか２駅改良建築・土木工事
⑶　工事場所　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号
⑷　工事内容　乗降場（軌道内を含む。)、広間、通路、出入口上家、地下各室等の床・壁・天井及び給排水給湯衛生設備、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の撤去・改良並びに開削トンネルＲＣ中柱の耐震補強を行う。
⑸　工期　42箇月間
⑹　使用する主要な資機材　建築工事　壁材；約5,000㎡、天井材；約5,000㎡　土木工事　補強材；柱107本
⑺　この工事は、契約締結後に施工方法等についてＶＥ提案を受け付ける。契約後ＶＥ実施対象工事である。
⑻　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
２　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、３⑶の手続きにより契約責任者による当該工事に係る競争参加資格の確認を受けた者（以下「有資格者」という。)による単体又は有資格者で構成する２者若しくは３者の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。)とする。
⑴　契約を締結する能力を有しない者でないこと。
⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
⑶　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可その他法令の規定により営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者でないこと。
⑷　次のアからサまでのいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年を経過しない者でないこと。
ア　東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。)との契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
イ　会社との契約において、公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ　会社との契約において、他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
エ　正当な理由なく、会社との契約を履行しなかった者
オ　監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者
カ　会社との契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をした者
キ　正当な理由なく、契約に関し、会社との間において係争を行った者
ク　会社との契約に関し、履行遅滞となった者
ケ　会社との契約の履行成績又はアフター・サービスが著しく不良な者
コ　会社に提出した申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者その他会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
サ　アからキまでのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。)若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑹　暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であると認められる者又はそれらの者との関係を有すると認められる者でないこと。
⑺　建設業法第27条の29第１項の総合評定値通知における直近の建築一式及び土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。
⑻　単体又は共同企業体の場合の代表者は、単体又は共同企業体の出資比率が20％以上の構成員として、元請けとして、ア及びイの施工実績（公告時点で施工中は除く。)を有すること。
共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、単体又は共同企業体の出資比率が15％以上の構成員として、元請けとして、アⅡはイの施工実績（公告時点で施工中は除く。)を有すること。なお、延床面積は問わない。
ただし、外国でのアの施工実績については、日本国内での建築工事における安全対策と同等の対策を必要とした工事と会社が認めたものに限る。
ア　平成26年（2014年）３月以降に、市街地における都市鉄道地下駅の乗降場を含む建築工事のうち、延床面積3,000㎡以上の工事の施工実績を有すること。
イ　平成７年（1995年）８月以降に市街地における都市鉄道地下駅又は営業線トンネルの土木工事の施工実績を有すること。
⑼　次に掲げる基準を満たす監理技術者及び施工責任者を当該工事に専任で配置できること。
ア　建築工事の監理技術者は１級建築施工管理技士又は１級建築士の資格を有する者であって、⑻アに掲げる建築工事の経験を有する者であること。なお、延床面積は問わない。
イ　土木工事の監理技術者は１級土木施工管理技士又は技術士法による建設部門の技術士の資格を有する者であって、⑻イに掲げる土木工事の経験を有する者であること。
ウ　監理技術者は監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑽　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、会社から取引先資格停止基準に基づく資格停止を受けていないこと。
⑾　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社でないこと。
⑿　⑾の「１に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
・メトロ開発株式会社
⒀　⑾の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社」とは、次のアⅡはイに該当する者である。
ア　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設会社。